

経営者不正 第2回

本稿では、経営者不正というよりも、従業員レベルでの不正の種類、兆候と発見方法について解説します。

1.経費精算による不正

①不正の内容

この不正は、従業員等が立替払いした諸経費を精算のために会社に請求する際に発生します。1件あたりの不正金額は少額であることが多いが、社内のどの部門でも起こりうる可能性があり、最も一般的な不正といえます。

当該不正には、主として立替経費の虚偽申告、立替経費の過大申告、架空経費の請求、立替経費の多重請求があります。

②不正の兆候

■出張経費や接待交際費が、予算や前年実績を大幅超過している。また、特定の従業員等の経費精算額が、飛び抜けて多い。

③不正の発見方法

- 上長が、部下の経費精算書を入念にチェックする。
- 対前期比較と予算実績比較により、費用勘定の分析を行う。

2.請求書の不正

①不正の内容

この不正は、請求書を偽造し会社に請求する行為、個人的な支出を会社に負担させる行為があります。

当該不正には、主として幽霊会社を使った手法、共犯でない仕入業者を使った手法、私的購入物を会社に支払わせる手法に分類されます。

②不正の兆候

- 職務分掌が十分でなく、特定の社員に購買に関する権限が集中している。
- 内容不明の経費増加。

③不正の発見方法

請求書の不正には、購買に関する職務分掌、上長の十分なチェックが最も有効です。

3.給与に関する不正

①不正の内容

この不正は、不正行為者がタイムカードに手を加えたり、給与記録の情報を変更するような不正です。

②不正の兆候

- 給与支払額が、予算及び前年実績を大幅に超過している。

③不正の発見方法

管理者の残業の事前承認、通常の控除項目がない架空社員を発見するため給与控除項目の分析が有効です。

「会社法制の見直しに関する要綱」を承認

平成24年9月7日、法務省の法制審議会は「会社法制の見直しに関する要綱」を承認しました。

平成24年9月7日において、法務省の法制審議会は「会社法制の見直しに関する要綱」をとりまとめ、法務大臣に答申をしました。この要綱に基づく法案提出は遅くとも来年の通常国会に提出される予定です。

この要綱は会社を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を確保する観点から、監査・監督委員会設置会社制度(仮称)や多重代表訴訟制度の創設等、企業統治のあり方や親子会社に関する規律等を見直すことを内容とするものです。

ここで、主な改正項目は以下の通りです。

① 監査・監督委員会設置会社制度の創設

株式会社では、「社外取締役」が過半数を占めることになる監査・監督委員会(3名以上で組織)(仮称)という機関制度を創設するとあります。

新設のこの制度は、社外取締役の機能の強化に資するという観点で設けられたものです。

② 社外取締役の選任

社外取締役の選任の義務化は見送られました。ただし、一定の要件を満たす有価証券報告書提出会社が社外取締役を選任しない場合には、事業報告に「社外取締役を置くことが相当でない理由」を開示することになります。

③ 社外取締役及び社外監査役の独立性強化

親会社等と兄弟会社の関係者、そして「株式会社の関係者の近親者」でないことが社外取締役等の要件に加えられました。

ただし、「重要な取引先の関係者」でないことは、重要性の形式的基準を設けることが困難であることから見送られています。

④ インセンティブのねじれの解消

監査を受ける立場にある経営者が会計監査人の選解任に関する議案、および報酬の決定権を持つという構造をインセンティブのねじれと表現されますが、これを解消するために、監査役に、「会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容についての決定権」を付与するとあります。

⑤ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等

支配株主の異動を伴う募集株式の発行等において、10分の1以上の議決権を有する株主が反対した場合に、株主総会決議を義務付けます。

ただし、財産の状況が著しく悪化している場合において、会社の存立を維持するため緊急の必要がある場合は除きます。

⑥ 多重代表訴訟制度の創設

多重代表訴訟制度とは、親会社株主が子会社役員に対して株主代表訴訟を提起することを認めたものです。

ただし、多重代表訴訟制度の濫用防止策として、提訴を認める対象を、親会社の発行済株式の100分の1以上を有する株主等にし、訴えの対象を、完全子会社であり、かつ保有する子会社株式の帳簿価額が親会社の総資産額の5分の1を超える場合に限定する等の条件が図られています。

消費税改正の概要

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正するための法律案」および修正案が平成24年8月10日に参議院で可決されました。

1. 改正へのあらまし

平成24年8月10日、民主党・自民党・公明党の3党合意に基づいて修正された消費税法改正法が、参議院本会議で可決・成立し、同22日に公布されました。当初は社会保障・税一体化改革として、消費税以外に、所得税の最高税率の引き上げや、相続税・贈与税の見直しが改正項目として取り上げられていましたが、最終的には消費税のみが改正項目として絞られ、改正法の名称も「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律」に改められました。

なお、今回改正が見送られた所得税・相続税・贈与税等については、2013年度税制改正で対応されることとなりました。

2. 消費税率の引き上げ

- ・平成26年4月1日から8%（国税が6.3%、地方消費税が1.7%）に引き上げられます。
- ・平成27年10月1日から10%（国税が7.8%、地方消費税が2.2%）に引き上げられます。

3. 経過措置

- ・指定日（平成25年10月1日）の前日である、平成25年9月30日までに締結した工事の請負契約等の特定の契約は、完成や引渡し、役務提供等が施行日（平成26年4月1日）以後になっても5%の税率が適用されます。
- ・平成25年10月1日から指定日（平成27年4月1日）の前日である平成27年3月31日までに締結した工事の請負契約等の特定の契約については8%の税率が適用されます。

工事請負契約による消費税の例示

	契約日	引渡予定日	想定消費税	実際引渡日	消費税
①	H25.9.30	H26.4.1	5%	H26.4.2	5%
②	H25.10.1	H26.3.31	5%	H26.4.1	8%
③	H27.3.31	H27.10.1	8%	H27.10.1	8%
④	H27.4.1	H27.9.30	8%	H27.10.1	10%

例えば①で工事を請け負った元請業者がその仕事を下請業者に②で発注した場合を想定して定めてみます。

当初、下請業者との契約では引渡予定日から5%の消費税を想定していましたが、実際に引渡しを受けたのは平成26年4月でした。この場合、経過措置はありませんから元請業者と下請業者の間の取引では8%が適用されます。元請業者は相手先から消費税等を5%しか収受していない（できない）にも関わらず、下請業者に消費税等を8%で納めなければならなくなり、自らの利益を削らねばなりません。

③で工事を請け負った元請業者がその仕事を④で下請業者に発注した場合でも、自らの利益を削ることとなります。

契約では、消費税率が引渡のタイミングで柔軟に対応できるようにしておくことが重要になります。

クラウドサービス

現在、企業でもその利用が活発となっているクラウドサービスについて、利用のメリットとデメリット、利用する際の留意点について会計の面から考察してみます。

IV. クラウド(サービス)と内部統制

①クラウドサービスの課題

i) 安全性・信頼性 クラウドサービスは、多数の利用者がコンピュータ資源を共有します。

ii) データの所在

クラウドサービスにおいては、データの所在を利用者が必ずしも把握できないことから、国外にデータが保存されている場合、データの管理体制等について問題の生じる可能性があります。

iii) サービスのボーダレス性

クラウドサービスは、多数の利用者が国境を越えて自由にサービスを利用することが可能であることから、利用者の権利保障、個人情報保護等に留意が必要です。

iv) 独自の事業展開

各クラウドサービス事業者が独自に事業展開しており、その結果、事業者側の理由によりサービス内容の変更・停止が発生することがあります。

②情報セキュリティリスク

i) 他社データとの混在(安全性・信頼性)、(データの所在)

いわゆる共用サーバーとかマルチ・テナントと呼ばれるものです。他の利用者と共にサービスの提供を受けるため、データやソフトの混入や混在が生じてしまうリスクがあります。

ii) データ漏洩の懸念

データセンターに不法アクセスが行われた場合や、データセンターで保管している記憶媒体に盗難・紛失などが生じた場合等、データが流出したことに気づかないリスクもあります。

iii) データ保存先に関する懸念(データの所在)(サービスのボーダレス性)

ユーザーが自らのデータがどこの国のデータセンターに保管されているかを知る立場に無いため、外国政府等に読まれてしまう(検閲)リスクや、ベンダー、ユーザー双方の意思に関わらず利用不能となってしまうリスクがあります。

③可用性についてのリスク(安全性・信頼性)

可用性とは「使いたい時に使えるか」ということに尽きます。サービス停止の事故はいうに及ばず、可用性に関するリスクは、ユーザー側のリスク評価によっても大きく異なってきます。たとえば、銀行のオンラインシステムのような高度な技術をもって構築されたサービスと一般的に広く利用されることを目的として構築されたサービスでは、一概に前者の方が可用性が高いとは言えないと想像できると思います。

④リスク対応の要否

さて、ここまでクラウドサービスを利用する上で考慮すべき課題とそこから導かれるリスクを挙げてみました。これらのリスクの中には、たしかにクラウドサービス特有のものもあります。しかし、ほとんどのリスクは、クラウドサービスを利用していなくても存在するリスクであり、リスクを回避あるいは軽減する必要があるとユーザーが判断した場合には、既に設計された内部統制の枠組みの中で対応できるものがあります。この場合には、クラウドサービスを利用しているからといって特に追加的な内部統制の構築は必要ないと言えます。

逆に、クラウドサービスのベンダー側にリスクがあり、その対応が必要とユーザーが考えた場合には、ベンダー側に内部統制報告書の提出を請求したり、ベンダーへの質問や聞き取りによってリスク対応の現状を把握し、必要であれば内部統制上の手続の実施を依頼するといった対応が要求されることになります。